

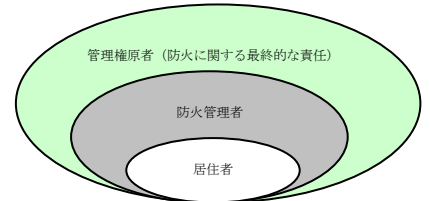
この消防計画の作成例をそのまま消防署長に提出することはできません。特に下線箇所は必ず実態に合うように記入して下さい。

また、この消防計画は、一般的な用途形態を想定していますので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味して記入しなければなりません。

※防火管理に関する責任の範囲（イメージ）

共同住宅用

〇〇〇〇 マンション 消防計画



（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇 マンションにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

消防計画は、火災対策以外にも、地震、水災等あらゆる災害から被害を防止するために策定します。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、当マンションに居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

居住者は、勿論のこと、外来者（来客者、運搬業者等）についても適用します。

（管理権原者の責務）

第3条 管理権原者は、〇〇〇〇マンションの防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 3 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 4 消防法第17条の3の3の規定により、消防用設備等を点検し及びその結果を報告しなければならない。

管理権原者の責任は、防火管理者を選任して時点でなくなるわけでは、ありません。最終的な防火管理の責任者が管理権原者であることに変わりなく消防計画の実効性を確保するためには管理権原者の防火意識が最も重要です。

（防火管理者の権限と業務）

第4条 防火管理者は、〇〇〇〇〇〇としこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更消火、通報及び避難訓練の計画とその実施
- (2) 消防用設備等の点検及び建築物等の自主検査の実施とその指導監督
- (3) 危険物及びガス等の貯蔵又は取扱施設の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と適正管理
- (6) 避難経路図の作成、掲示
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他、防火管理上必要な業務

特に（1）に掲げた消防計画の検討については、建築物の増改築又は用途変更、人事異動等の変化に伴い、実態に即したものに改正し、常に防火管理業務の適正を図ります。

（予防管理組織）

第5条 日常における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもと、各居室又は一定の区域ごとに火元責任者を置き、別表1のとおり火災予防管理組織を定める。

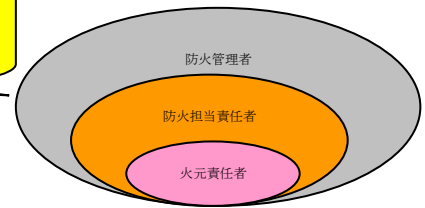
防火管理者などの特定の者だけが防火管理を進めても効果は小さく、居住者全員が共同して行わなければ十分な防火管理はできません。各部屋又は、一定の区域ごとに火元責任者を定め火災予防の万全が図られるよう組織づくりします。

（規模実態に応じて、棟あるいは、階の区域ごとに防火担当責任者を定めます。）

（別表1は、コピーして、広報板などの目につきやすい場所に貼るとともに、部屋の出入口等に火元責任者等の氏名を掲示しておきます。）

火元責任者は、防火管理者の業務を補佐し、指定された区域内の直接の責任者です。何をやるのか十分に説明しておかなければなりません。(防火設備の点検・整備、火気の使用・取扱いなど)

※防火管理に関する責任の範囲（イメージ）



（火元責任者の業務）

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理並びに自主点検に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火管理者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

火災発生の未然防止、万一火災が発生した場合にその被害軽減のため、継続した防火についての自主検査（火気使用設備、防災設備、避難施設、消防用設備等）による維持管理が必要です。定期的場合、年2回以上を目安とし、火災予防運動、危険物安全管理月間等の前を選ぶのが、適当ですが、それぞれの事業所の行事等に合わせて決めてください。

（建物等の自主検査）

第7条 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて実施するものとする。

	検査対象	検査実施日	検査実施者
日常的に行う点検	別表2	毎日	各担当区域の火元責任者
定期的に行う点検	別表3	4月、10月	各担当区域の火元責任者

なお、自主検査の結果については、速やかに防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は、不備・欠陥がある場合、管理権原者に報告し改修しなければならない。

（消防用設備等の法定点検）

第8条 管理権原者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施する。

2 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立会わなければならない。

消防用設備等	点 検 実 施 月 日			
	機器点検		総合点検	
消 火 器	6月	〇〇日	12月	〇〇日
自動火災報知設備	6月	〇〇日	12月	〇〇日
避 難 器 具	6月	〇〇日	12月	〇〇日

【消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合】

点検設備業者	〇〇〇防災設備管理（株）
住所	〇〇市〇〇町
電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

延べ面積1000㎡以上の防火対象物にあっては有資格者により、その他の対象物にあっては有資格者または、関係者自らが行うよう義務づけられています。

（消防用設備等の点検結果報告）

第9条 管理権原者は、前条の点検を実施した時は、その結果を防火管理台帳に記録するとともに、3年に1回消防署長に報告しなければならない。

建物が共同住宅のみの場合は、3年に1回、店舗等と共同住宅の複合用途防火対象物16項イの場合は、1年に1回行わなければならない。

防火管理維持台帳の作成
消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画をとともに取りまとめて、整備し、保管する。

消防用設備等についても、万一の際、確実に使用できるように維持管理しなければなりません。自主点検は、法定点検の合間に行うものとします。

(消防用設備等の自主点検)

第10条 防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか別表4に基づき自主点検する。検査実施者は、各担当区域の火元責任者とし、実施時期は、4月と10月の年2回とする。

なお、自主検査の結果については、速やかに防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は、不備・欠陥がある場合、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第11条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、管理権限者に報告し、改善を図るよう要請しなければならない。

防火管理者は、状況を的確に把握し、必要に応じて改修計画をたて、管理権原者に助言し、早期に改修しなければならない責任があります。

(自衛消防組織)

第12条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表5のとおりとする。また、自衛消防隊の活動は、別図6(自衛消防活動フロー)による。

自衛消防隊の配置については、まず全体を配置する隊長を定め、災害への素早い対応を考えた場合、各階に必要な数の消火係・避難誘導係を配置し、管理人室等の常時人が配置されている場所に通報連絡係を配置することが望ましいです。任務を兼任すること等により、自衛消防隊の隊員数を減ずる場合は、通常よりも訓練・教育が必要になります。

(震災対策)

第13条 防火管理者は、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

警戒宣言の発令を知った者は、直ちに防火管理者に通報するものとし、防火管理者は居住者にその事実を知らせるとともに、出火防止等の応急対策について助言しなければならない。

地震は突然起こるため発生してから被害を防止する事はできませんが、地震発生時に起こる危険を予測し対策を講じておけば被害を少なくする事は、できます。火災発生防止のため、日頃の転倒防止、設備機器等の点検及び検査に関して、地震時を想定して必要な措置を行っておく必要があります。地震により、火災が発生し被害が拡大する要因となるものは、各住戸での使用中の火気設備器具や危険物等であるため、居住者の責任において火気管理を徹底することが必要です。

(訓練及び教育)

第14条 防火管理者は、自衛消防隊の消防技術及び居住者の防火意識の向上を図るため、次の訓練・教育を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊による消火、通報及び避難訓練
- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知
- (4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

2 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練項目		実施予定	訓練概要
総合訓練		12月	消火・通報・避難誘導の訓練を連携させ総合的に実施
部分訓練	通報訓練	6月	消防機関(119番)への通報及び連絡体制の習熟訓練
	消火訓練	6月	消火設備等の取扱い訓練
	避難誘導訓練	6月	避難誘導要領及び避難用設備等取扱い訓練、避難経路の習熟

入居者の防災教育を実施することは、なかなか難しく実行されていないのが、現状です。

入居者に対する防災教育が防火管理体制を確立するうえで大きく影響されるため、それぞれの共同住宅の実態に即したものを実施する必要があります。

その他、各住居者に対して避難経路、火災等災害発生時の対応行動を記載したパンフレットを各室へ配布したり、避難経路等を広報板に掲示する。消防機関から配布されるポスターを掲示し防火防災意識の高揚を図る

- ・119番通報から消防隊が現場到着し、放水を開始するまでの間、効果的な消防活動ができるよう熟練しておくことを目的とします。
- ・消火、通報、避難の訓練を定期的 to 実施します(特定用途防火対象物の消火と避難訓練は、年2回以上実施することが義務付けられています。)
- ※消防法上、訓練は、通報・消火・避難訓練とされていますが、訓練の効果を上げるために、これらの訓練を総合的に実施する「総合訓練」を1回、残りをそれぞれ部分訓練とすることが理想です。(非特定防火対象物についても、年1回実施するように計画しておきます。)
- ・消火訓練は、消火器の点検時や詰替え時に行うなどし、実際に消火器から薬剤を放射するなどの訓練を行うことも必要です。

(入居者に対する指導)

第15条 防火管理者は、新たに入居することとなった者に対し、居住者が守るべき事項を記載したパンフレット（※別紙7参照）を渡し、出火防止、火災発生時の対応について防火管理指導を行うものとする。

共同住宅という用途の特徴から各居室及びベランダは、入居者が火元責任者となるため居住者一人ひとりが守るべき事項を具体的に定めます。

(消防機関への報告、連絡)

第16条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、必要な報告を行わなければならない。

- ・ 消防計画の届出（変更の都度）
- ・ 建築物及び諸設備の設置、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- ・ 消防用設備等の点検結果報告
- ・ 自衛消防訓練時における事前通報、指導の要領
- ・ その他、防火管理上必要な業務など

(防火管理業務の一部委託)

第17条 〇〇〇〇マンションの防火管理業務の一部は、〇〇〇〇ビル管理会社に別表8のとおり委託するものとする。

防火管理業務の一部をビルメンテナンス会社等に委託する場合に記載します。

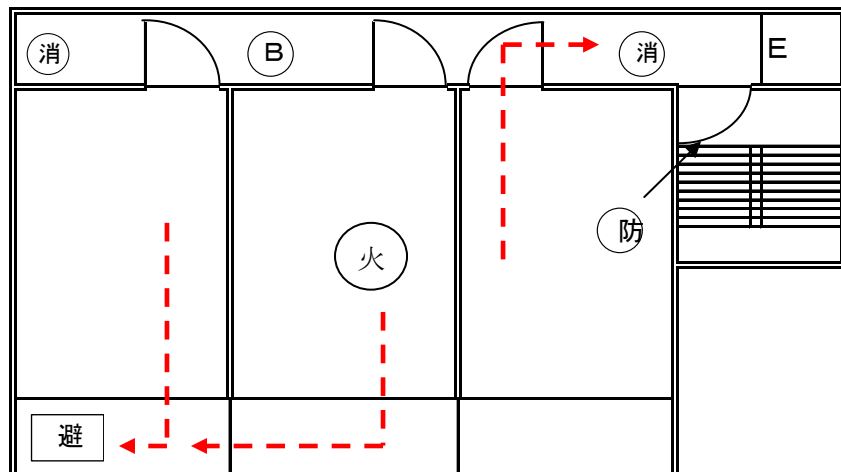
附 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

この消防計画に基づいて防火管理を実施する日付。
今後、部分的に変更する場合は、当初の日付の下段に
「一部変更〇年〇月〇日」と記入する。

避難経路図

各階の経路図が必要です



※中央の住戸から出火した想定の場合の避難経路

記号例 ①消・・・消火器 ②B・・・非常ベル
 ③避・・・避難はしご ④防・・・防火戸

別表 1 火災予防管理組織 編成表

建物すべての部分を記入します。

防火管理者	担当区域	火元責任者
〇〇〇〇	各居室及びベランダ	各入居者
	廊下	(例) 各階理事
	階段	(例) 副理事
	その他の共有部分	(例) 管理人
	(具体的に書くと) 集会室	(例) 営繕担当理事
	駐車場など	(例) 駐車場担当理事

1人で多くを担当しないようにしてください。正▲▲副▲▲で決めるとよい。

コピーして掲示板などの目につきやすい場所に貼っておいてください。

※実態規模に応じて防火担当責任者を定める場合

別表 1

火災予防管理組織編成表

比較的規模の大きい共同住宅では、防火管理者と火元責任者の間に各棟・階単位ぐらいで防火担当責任者を決めて防火管理者の補佐を実施させます。(管理組合の役員などが適当))

防火担当責任者をおく場合は、本文中の第6条に防火担当責任者をおくこと、第6条の2に防火担当責任者の業務について定める必要があります。

(例)

- ・担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- ・防火管理者の補佐

防火管理者	防火担当責任者	担当区域	火元責任者
〇〇〇〇	1 階 〇〇理事	この欄は、前ページと同じです。	
	2 階 〇〇理事		
	3 階 〇〇理事		
	4 階 〇〇理事		
	5 階 〇〇理事		
	R 階 〇〇副理事		

別表 2

自主検査チェック表（日常）

「閉鎖障害等」

実施責任者		火元責任者 ○○○○		担当範囲		1 階			
実施日時		4 / 1 9 時		4 / 2 1 6 時		4 / 3 9 時		4 / 4 1 8 時	
実施項目	確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	南側出入口	○		○		○		○
		北側出入口	○		○		○		○
	廊下避難通路	北側廊下	○		○		○		○
		南側廊下	○		○		○		○
	階段	A 階段	△	ダンボール箱	○		△	ショーケース他	△
		B 階段	○		○		○		○
閉鎖障害	防火戸、防火シャッター	A 階防火戸	○		○		○		○
		B 階防火戸	○		○		○		○
操作障害等	屋内消火栓	A 階段脇消火栓	○		○		○		△
		B 階段脇消火栓	○		○		○		○
	自動火災報知設備	受信機電源スイッチ	○		△	断	○		○
備考		ダンボール箱を除去、防火管理者へ報告		スイッチ復旧 防火管理者へ報告		ショーケース他を除去、防火管理者へ報告		ダンボール箱を除去、防火管理者へ報告	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者確認

実態等を考慮し、検査項目を定めます。

別表 3

自主点検チェック票（定期）

実施項目		実施項目及び確認箇所	検査結果		
建物構造	(1) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老朽等はないか。			
	(2) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部にゆるみ・浮きがないか。			
	(3) 消防隊非常用侵入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火設備	外壁の構造及び開口部等	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認事項〕 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを動作させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作業状況は良いか。			
避難施設	(1) 廊下・通路	①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備、ガスコンロ、湯沸器	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備	①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	①タコ足の接続を行っていないか。 ②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか ②掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③換気設備は適正に機能しているか。 ④容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤整理清掃状況は適正か。 ⑥危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓（集積）の状況はよい。			
査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 _____		年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____		年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____		年 月 日	危険物施設 _____	年 月 日	

（備考）不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）○…良 ×…不備 △…即時改修

別表 4

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けられているか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

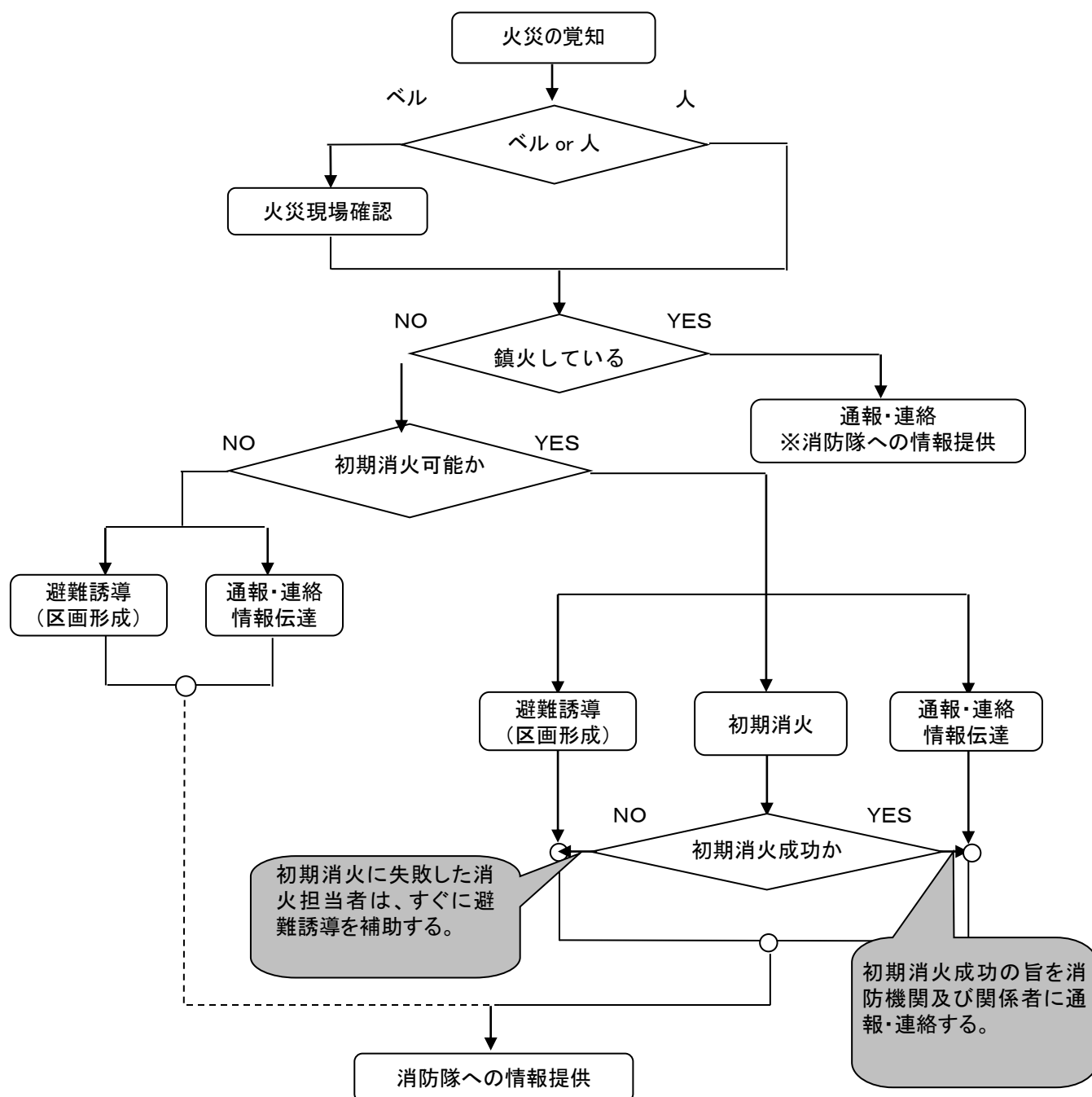
別表 5 自衛消防隊 編成表

管理権原者又は防火管理者
を充てます

自衛消防隊長	係別	任務	担当者
〇〇〇〇 ○自衛消防隊長は、必要に応じて、指揮命令を行う。 ○消防隊との密接な連携を図る。 ○避難誘導の把握を行う。	通報連絡係	○非常ベル等を使用し火災を知らせる ○119番通報、消防隊への情報収集	火災を発見した者
	消火係	○消火器、水バケツ等を使用して初期消火 ○天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する	火災発見時、付近にいる者
	避難誘導係	○避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導する ○避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に努める	火災の発見を知った者

抽象的な表記ではありますが、災害発生時に最低限何をしなければならないか、また、災害発生時にその人が置かれた状況によって、どのような役割を分担しなければならないのかを防火管理者が全居住者に対して十分説明することによって、実態に即した自衛消防組織になります。火災時に確実な対応ができる者については、記載します。

別図 6 自衛消防活動フロー



- 通報・連絡 消防機関及び関係者に火災発生の通報、連絡する。
- 情報伝達 利用客を避難誘導するとともに、自衛消防隊員に必要事項を伝達する。
- 避難誘導 非常警報器具等を活用し利用客を避難口に誘導する。
- 区画形成 防火シャッター等を人が通れる高さまで下ろし、煙の拡散を防ぐ。最終避難する際に、全ての防火戸及び防火シャッター等を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。
- 初期消火 消火器を活用し、消火活動を実施する。

別紙 7 入居者用パンフレット

_____マンションにお住まいの皆さまへ

法律によって、マンションやアパートなどで50人以上の人が居住するときは、防火の監督者、責任者として「防火管理者」を定め、その建物の防火や火災対策の取り決めに「消防計画」として作成することが義務づけられています。

このたび、私_____が居住者を代表しまして防火管理者として自治会から選任されました。つきましては、私たち一人ひとりのために消防計画のうち皆さまに守っていただく事項をあげておきましたのでご協力をお願いします。

□ 居住者は火災予防上必要な次の事項を守らなければなりません。

1 火災予防上守らなければならないこと。

- (1) ガスコンロ、ストーブなどの火気使用器具やアイロンなどの発熱器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全の確認など正しく管理に努めること。
- (2) 喫煙は灰皿のある場所で行い、吸がらの後始末は確実にすること。
- (3) 強風時には、焼却炉の使用、たき火などは行わないこと。
- (4) 灯油、LPGなどの危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
- (5) 廊下、階段、バルコニーの仕切板などの付近には避難に障害となる物品などを置かないこと。
- (6) 消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
- (7) 廊下、EVホール等の共用部分には、可燃物を存置せず、防火させない環境づくりに努めること。

2 地震による被害を防止するための対策

- (1) 家具、火気使用器具などの転倒防止及び物品の落下防止の措置をとること。
- (2) 石油ストーブは、油漏れに注意し、給油に際しては消火してから行うこと。
- (3) 防災ずきん、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品などを準備するよう努めること。
- (4) 毎月1日に家族防災会議を又は自治会等の集会の機会ごとに防火、防災上必要な事項について積極的に話し合いをするよう努めること。

□ 居住者は、災害が発生した場合、次によりの確に活動しなければなりません。

1 火災時の措置

- (1) 火災を発見した者は、119番通報したのち非常ベル又は大声で付近の者に火災を知らせること。
- (2) 火災現場付近に居る者は、消火器などを使って初期消火に努めること。
- (3) 逃げ遅れた者や、負傷者を発見した者は、大声で付近の者に協力を求めて人命救助、救護等にあたること。
- (4) 避難する場合は、財物、衣服等に執着しないで早期に安全な場所に避難すること。

(5) 火災発生場所の居住者や関係者は、消防隊へ積極的に情報提供を行うこと。

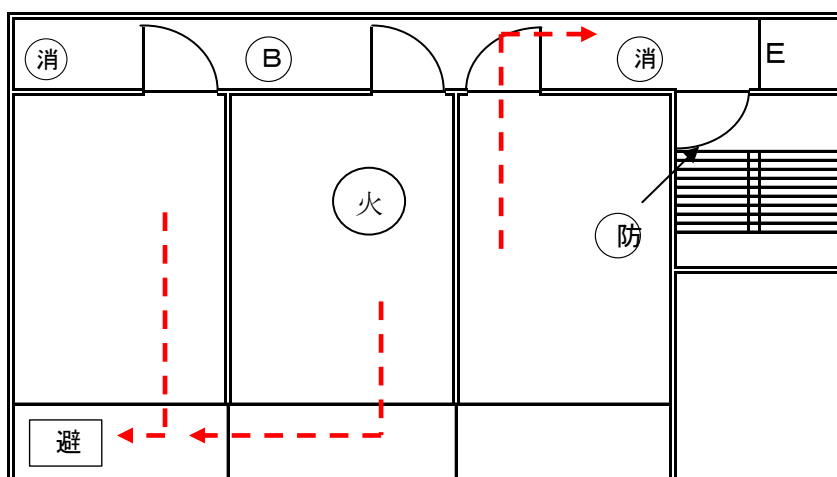
2 地震発生時の措置

- (1) 出火防止のためガスレンジ、湯沸器、ストーブなどの火気使用器具の栓の閉鎖及び避難口確保のため出口となるドアなどを開けておくこと。
- (2) 火災が発生した場合は、他に優先して消火活動を行い、負傷者等が発生した場合は居住者が協力して救護にあたること。

□ 訓練及び防災教育への参加

居住者は、防火管理者が実施する消火や避難などの訓練に積極的に参加し、防火、防災思想の高揚、人命安全上必要な知識の習得等に努めること。

各階の消防用設備等配置図及び避難経路図



※中央の住戸から出火した想定の場合の避難経路

記号例 ①消・・・消火器 ②B・・・非常ベル
 ③避・・・避難はしご ④防・・・防火戸

“私たちの住まいは 私たちで守ろう”

自治会長 _____

TEL、 _____

防火管理者 _____

TEL、 _____

_____ 消防署

TEL、 _____

常駐方式: 契約物件に1名以上、常駐して行う方式
 巡回方式: 1日のうち数回、巡回して行う方式
 遠隔移報方式: 自動火災報知設備と通信回線により、休日、夜間等に機械警備を行う方式

別表 8

防火管理業務の委託状況

(年 月 日現在)

<遠隔移報 方式>

防火対象物名称	事業所の名称
管理権原者氏名	〇〇〇〇
防火管理者氏名	〇〇〇〇
受託者の氏名 及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名 (名称) 住所 (所在地) TEL 担当事務所 TEL
受託者の行う 防火管理業務 の範囲	1 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 2 火災が発生した場合の初動措置 (1) 初期消火 (2) 119番通報 (3) 関係者への連絡
受託者の行う 防火管理業務 の方法	1 現場確認要員の待機場所: 上記の担当事務所に同じ 2 到着所要時間: 15分 3 委託する防火対象物の区域: 全域 4 委託する時間帯: 休日及び就業時間外